

## 神石高原町誘客イベント開発支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、地域全体の観光振興及び地域経済の活性化を図るため、町民等が集団で主体となって新たに企画する町外からの誘客促進を目的とした行事、催事及び興行等（政治的、宗教的及び伝統的な行事を除く。以下「イベント」という。）の開催を支援するため、予算の範囲内において神石高原町誘客イベント開発支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、神石高原町補助金等交付規則（令和3年神石高原町規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 3人以上の構成員を有し、その過半数が町内に在住、在勤又は在学している者であること。
- (2) 設置の趣旨及び活動の目的が定められた定款、規約、会則その他の定めにより、団体として運営上の規律が確立されていること。
- (3) 予算及び決算を管理していること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助対象団体としないものとする。

- (1) 神石高原町暴力団排除条例（平成23年6月15日条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当する者が構成員となっている団体
- (2) 政治的活動、宗教的活動を主たる目的として設置された団体
- (3) その他町長が不相当と認める団体

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、国又は地方公共団体等から他の制度による補助を受ける事業は、補助事業としないものとする。

- (1) 町の観光振興及び地域経済の活性化に寄与する事業で、特定の受益者を対象としないものであること。
- (2) 単なる物品販売や営利を目的とするものでないこと。
- (3) 町内外に積極的な周知を行い、かつ、町内外から参加者や入場者を募るイベントであること。
- (4) イベント開催場所が町内であること。
- (5) 原則として4年以上継続してイベントが実施されることが見込まれ

るものであること。

- 2 同一内容の補助事業については、1 団体 1 会計年度 1 回までとし最初の補助金の交付決定を受けた年度から 3 年間申請することができる。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象とする経費は、補助事業の目的を達成するために直接必要なもので別表に掲げる経費とする。

- 2 団体の事務所等の維持経費、交際費、慶弔費、食糧費、積立金、他の団体への負担金及び補助金、予備費並びに団体の構成員に対する人件費は対象としない。

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、1 事業あたりの交付限度額を 30 万円とする。ただし、6 月から 7 月及び 12 月から 3 月（以下「閑散期」という。）にイベントを開催する場合には、交付限度額を 50 万円とする。

- 2 算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、イベント開始の 2 箇月前までに規則第 5 条による申請書を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認める場合にはこの限りでない。

- 2 規則第 5 条第 1 項第 1 号の規定により補助金等交付申請書に添える書類は、イベント開発支援事業補助金事業計画書（様式第 1 号）によるものとする。

(着手届の免除)

第 7 条 規則第 12 条に規定する着手届の提出は要しないものとする。

(実績報告)

第 8 条 規則第 17 条の規定により補助事業等実績報告書に添える書類は、補助事業実績報告内訳書（様式第 2 号）によるものとする。

(事業完了後の報告等)

第 9 条 町長は、事業完了後において必要があると認めるときは、補助事業者に対し、実施状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(関係書類の保存)

第 10 条 規則第 27 条に規定する帳簿等は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 3 年間保存しなければならない。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限りで、その効力を失う。ただし、第9条及び第10条の規定は同日後においてもなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

費目	経費の内容
報償費	出演者への役務の提供等に対する謝礼等
旅費	交通費等
需用費	消耗品費（文具類等）、印刷製本費（チラシ・ポスター作成費等）、材料費（事業に直接必要な食材等の費用）等
役務費	通信運搬費に係る経費、保険料等
使用料及び賃借料	機器使用料、会場借上料等
委託料	会場警備委託料等 ※補助対象経費のうち1/3以内まで
その他経費	補助事業に直接係る経費で、町長が特に認める経費

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第8条関係)